

令和3年3月30日

保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）、定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）に係る 質疑応答の公表

高圧ガス保安協会
高圧ガス部

序文

本資料は、現在「保安検査の方法を定める告示（平成17年3月30日経済産業省告示第84号）」に指定されている当協会基準である保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）及びそれらに対応する自主基準である定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）に係る質疑応答を今般制定したため、その内容を公表するものです。

令和3年3月2日、高圧ガス保安法令を所管する経済産業省において、同法に基づく完成検査、保安検査の検査方法において、新技術の活用が可能である旨を明確化するために通達の改正が行われました^{※1}（20210224 保局第1号）。

保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）及び定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）に規定される検査においても、同様に新技術の活用が可能である旨を明確化するため、「定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会」において審議、書面投票を実施した質疑応答を作成し、今般制定いたしました。

なお、保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）、定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）に係る質疑応答は、これまで2005年版、2011年版の各々の規格に対応した質疑応答集が出されていたところ^{※2}ですが、今後これらの質疑応答及び本件の質疑応答を現在の規格に対応するものとして整理し、とりまとめる予定です。

免責条項

高圧ガス保安協会は、この質疑応答に関する第三者の知的財産権にかかわる確認について責任を負いません。この質疑応答に関連した活動の結果発生する第三者の知的財産権の侵害に対し補償する責任は使用者にあることを認識し、この質疑応答を使用しなければなりません。

高圧ガス保安協会は、この質疑応答にかかわる個別の設計、製品等の承認、評価又は保証に関する質問に対しては、説明する責任を負いません。

※1

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部改正について（法定検査における新技術の活用が可能であることの明確化）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/03/20210302_kouatsu_1.html

※2

保安検査基準（高圧ガス保安協会 Web サイト）

https://www.khk.or.jp/technical_standards/khks0850_khkkiks0850.html

保安検査基準（KHKS 0850 シリーズ）、定期自主検査指針（KHKS 1850 シリーズ）に係る
質疑応答

回答番号：2021-1

規格番号、項目番号：

KHKS 0850-1 KHKS 1850-1
KHKS 0850-2 KHKS 1850-2
KHKS 0850-3 KHKS 1850-3
KHKS 0850-4 KHKS 1850-4
KHKS 0850-5 KHKS 1850-5
KHKS 0850-6 KHKS 1850-6
KHKS 0850-7 KHKS 1850-7
KHK/JOGMEC S 0850-8 KHK/JOGMEC S 1850-8
KHK/JPEC S 0850-9 KHK/JPEC S 1850-9

質問：

各検査項目の検査の方法において、ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用したいが、可能か。

回答：

ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用することにより、技術上の基準の適合状況確認のために必要な情報が得られると検査を実施する者が判断した場合には、それらの技術を活用することができる。なお、検査にドローン、ロボット、センシング、AI等を活用する場合は、経済産業省の「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」、「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して検査を行う必要がある。

（上記ガイドライン等は経済産業省の以下の Web サイトに掲載されています。）

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html